

## 結婚された方へ

市民課戸籍・住基担当窓口での婚姻届出の手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R6.4.1]

番号	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
	婚姻届		市民課 戸籍・住基担当 0942(53)4112	結婚される方	婚姻届を提出してください。	本人確認ができるもの
	住民異動届			結婚により住所の異動がある方	住民異動の届をしてください。 (転入・転出・転居)	本人確認できるもの (転入の場合は、前住所にて事前に転出手続きをお願いします)
	印鑑登録			氏の入った印鑑を登録されている人で、氏に変更がある方	登録が抹消されます。 登録が必要な方は再度、登録をしてください。	印鑑登録証 (登録の場合は登録される印鑑、マイナンバーカードなど本人と確認ができるもの)
	通知カード			令和2年5月25日をもって廃止になりました。そのため、氏名等の変更は致しません。		
	住民基本台帳カード			カードを持っている方	氏に変更がある方は、新しい氏に書きかえます。	住民基本台帳カード
	マイナンバーカード			カード申請される方	新しい氏で申請します。	
				カード申請された方	カード交付時に氏の変更を行います。	
①	国民健康保険		市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	国民健康保険加入者で氏を変更された方	被保険者証を返却してください。新しい被保険者証をお渡します。	国民健康保険被保険者証
				国民健康保険加入者で配偶者等の健康保険の被扶養者になられた方	他保険加入届を提出してください。	国民健康保険被保険者証 新たに加入した健康保険証
				勤務先の退職により国民健康保険の加入が必要な方	国民健康保険加入届を提出してください。	社会保険等の喪失が確認できるもの 本人確認できるもの
	国民健康保険(前期高齢者)		前期高齢者(70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者)で住所・氏名に変更がある方	新しい国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお渡します。	国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証	
②	後期高齢者医療保険		市民課 公費医療担当 0942(65)7016	後期高齢者医療保険の加入の方で氏名、住所に変更のある方	氏名・住所変更の申請をしてください。新しい被保険者証を送付しますので、旧被保険者証は後日返信用封筒で返却してください。	後期高齢者医療被保険者証
	ひとり親家庭等医療			ひとり親家庭等医療証をお持ちの方(父又は母及び子)	異動届を提出し、医療証を返却してください。	ひとり親家庭等医療証
	重度障害者医療			重度障害者医療証をお持ちの方で氏名、住所に変更のある方	異動届を提出してください。新しい医療証をお渡します。(世帯の所得要件などの認定条件があります。)	重度障害者医療証
⑧	国民年金		福祉課 市民相談・年金担当 0942(65)7021	配偶者が第2号被保険者(会社員等)で、その扶養になられる方	配偶者の勤務先で、第3号被保険者への変更手続きをしてください。	年金番号または個人番号が分かるもの ※その他の書類については、勤務先でご確認ください。
				会社等を退職されて、国民年金への加入をされていない方	第1号被保険者への変更の手続きをしてください。	年金番号または個人番号が分かるもの 厚生年金等の喪失が確認できるもの

(裏面もお読みください)

番号	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
⑨	特別障害者手当 障害児福祉手当		福祉課 障害者支援担当 0942(65)7022	受給されている人で住所・氏名 に変更のある方	住所・氏名変更届を提出してください。	手当証書 (氏名が変わる場合は戸籍謄 本)
	特別児童扶養手当			受給されている人で住所・氏名 に変更のある方	住所・氏名変更届を提出してください。	身体障害者手帳 個人番号が分かるもの
	身体障害者手帳			手帳をお持ちの人で住所・氏名 に変更のある方	手帳の住所・氏名の書き換えをし ます。	療育手帳 個人番号が分かるもの
	療育手帳					精神保健福祉手帳 個人番号が分かるもの
	精神保健福祉手帳					
⑩	児童手当		児童・保育課 0942(65)7017	児童手当を受給している人で扶 養する児童に変更のある方	【児童の扶養者が変わる場合】 受給消滅届を提出してください。 【新たに児童を扶養する場合】 認定請求をしてください。 【扶養する児童が増える場合】 額改定認定請求書を提出してくだ さい。	新しい扶養者の健康保険証 および預金通帳・印鑑 個人番号がわかるもの・本人 確認書類
	児童扶養手当			受給されている方 (支給停止中だった方も含む)	婚姻(事実婚含む)された場合は受給 資格がなくなります。 資格喪失届を提出してください。	児童扶養手当証書 婚姻日が確認できるもの
	保育所・幼稚園・小 規模保育施設・認定 こども園など			保護者・児童・世帯員に変更が ある方	変更届をしてください。世帯構成の変 更によっては、他の書類提出が必要 な場合もあります。	担当にお尋ねください。
⑭	結婚新生活 家賃支援		企画調整課 0942(53)4245	結婚し、市内の賃貸住宅に住ん でいる人(他要件は添付資料を ご確認ください。)	婚姻の日から一年以内に申請してく ださい。	賃貸借契約書の写しなど
⑮	介護保険		高齢者支援課 介護保険担当 0942(53)4115	介護保険の被保険者で住所・氏 名に変更のある方	被保険者証等を返却してください。	介護保険被保険者証 負担割合証(対象者のみ) 負担限度額認定証(対象者の み)
⑳	市営住宅		都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	名義人が婚姻し、同居される方	市営住宅異動届を提出してください。	婚姻し、同居した事実とその 発生日が分かる書類の提示 (住民票等) 個人番号がわかるもの
		名義人以外が婚姻し、同居され る方		市営住宅同居承認申請書を提出して ください。(連帯保証人の同意が必要 です。)	名義人と同居される方との続 柄が分かる書類 入居者と同居される方全員の 住民票 同居される方全員の収入を証 明する書類 個人番号がわかるもの	
㉕	公立小中学校		学校教育課 学事担当 0942(65)7038	保護者・児童に変更のある方	手続きの必要はありません。	
㉙	図書館		図書館 図書館担当 0942(51)7200	利用者カードを作成している方 で、住所・氏名に変更のある方	図書貸出登録申込書(変更届)を提出 してください。	

\*\*\* その他のことでお問い合わせがある場合 \*\*\*

筑後市役所 TEL0942-53-4111(代表)

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地